

## 法人登録規定

2019年5月度版

- 法人登録にあたっては、ディストリビューター登録者が法人の代表者であることとします
- マーケティングプランによるボーナスは、法人名義の銀行口座に支払われます
- 製品の納品書およびボーナス支払明細書は登録の法人名と法人代表者名併記での発行となります
- ディストリビューター活動における表彰等の氏名の掲載は代表者とし、法人名の掲載は行いません
- 申請手続きにおける規約
  - a) 法人登録の申請
    - 「**ネオライフディストリビューター登録申請書**」および、「**ネオライフ法人登録申請書**」に必要事項を記載し申請していただきます
    - **法人登記簿謄本**(発行後3か月以内)を提出していただきます
  - b) 法人登録の制限事項
    - 登録申請者が法人代表者でないものは申請できません
    - 同一住所のディストリビューター登録者が既に存在する場合は申請できません
    - 非営利法人の申請はできません
  - c) 法人登録におけるパートナー
    - 法人登録者と生計を共にする配偶者、親子、兄弟姉妹に限りパートナー登録をすることができます
  - d) 法人登録の変更
    - 法人代表者名に変更があった場合あるいは法人の解散が行われた場合、既存の法人登録は個人登録に変更されます。速やかに「**登録内容変更依頼書**」により申請を行う必要があります
    - 既存の法人登録会員が、登録内容の変更により法人登録規定を満たさない場合個人登録への変更と見なします

※特に記載のない事項はすべて「**概要書面**」の記載に準じます

# ネオライフ法人登録申請書

ネオライフディストリビューター登録申請書と法人登記簿本と一緒に提出ください

フリガナ	ディストリビューター番号				TEL
氏名 (自署)					

【必ずご確認ください】

- 「ネオライフ法人登録申請書」(本書面)はディストリビューター登録者が法人の代表者でなければ受付できません
- 「ネオライフ法人登録申請書」(本書面)と同時に**法人登記簿謄本**(発行後3か月以内)の提出が必要となります
- ディストリビューター活動における表彰などの氏名の掲載は代表者名とし、法人名の記載は行いません
- マーケティングプランによるボーナスは、法人名義の銀行口座に支払われます
- 法人登録者と生計を共にする配偶者、親子兄弟姉妹に限りパートナー登録をすることができます
- 同一住所のディストリビューター登録者がすでに存在する場合は登録はできません
- 非営利法人の登録はできません
- 法人登録申請にあたっては、別紙「**法人登録規定**」の内容を理解し、同意していることとみなします

## 1 法人情報

法人名	フリガナ	
代表者	フリガナ	印

- 登録住所は「ネオライフディストリビューター登録申請書」にて記載された住所となります
- 製品の納品書およびボーナス支払明細書は登録の法人名と法人代表者名併記での発行となります

## 2 パートナーの登録 ※ご記入はパートナーになる方の自署捺印をお願いします

パートナー氏名	フリガナ	印			
生年月日	西暦	年 月 日	性別	男 ・ 女	続柄 (必須)

## 3 申請者のボーナス受取口座の変更 ※法人名義の口座をご指定ください

口座名義	フリガナ			
金融機関	金融機関コード	店番コード	口座種別	普通
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合		口座番号	
ゆうちょ銀行	口座記号	1	0	口座番号 (右詰で記入)

## ！ 法人登録の変更

- 法人代表者名に変更があった場合あるいは法人の解散が行われた場合、既存の法人登録は個人登録に変更されます。速やかに「登録内容変更依頼書」により申請を行ってください